感 感 発 1030 第 2 号
令 和 6 年 10 月 30 日

各検疫所長　殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

ブルガリア政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて（一部改正）

ブルガリア政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについては、「ブルガリア政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて」（令和５年 11 月６日付け感感発 1106 第２号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

今般、同国のヤンボル州において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の発生が確認され、本発生により設定された制限区域が、隣接するスリヴェン州に及んだ旨の情報がありました。

つきましては、当該通知を下記のとおり一部改正し、当該州において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書の受入を停止することとしますので、内容について御了知いただくとともにその運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

記

１．改正内容
表中の輸入停止措置対象地域に、ヤンボル州及びスリヴェン州を追加する。

２．適用日
令和６年 10 月 29 日から適用する。

以上

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後		現行	
輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日	輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
ヴァルナ州	令和５年 11 月 14 日	ヴァルナ州	令和５年 11 月 14 日
ヴェリコ・タルノヴォ州	令和５年４月 10 日	ヴェリコ・タルノヴォ州	令和５年４月 10 日
クルジャリ州	令和６年４月 18 日	クルジャリ州	令和６年４月 18 日
スタラ・ザゴラ州	令和６年３月 12 日	スタラ・ザゴラ州	令和６年３月 12 日
スリヴェン州	令和６年 10 月 29 日	（新設）	（新設）
ソフィア州	令和５年２月３日	ソフィア州	令和５年２月３日
パザルジク州	令和５年 11 月６日	パザルジク州	令和５年 11 月６日
ヤンボル州	令和６年 10 月 29 日	（新設）	（新設）

改正後全文

感 感 発 1106 第 2 号
令 和 5 年 11 月 6 日
令和6年10月30日一部改正

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

ブルガリア政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

ブルガリア政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第30条第２項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第１第５項第３欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

なお、ガブロヴォ州、ドブリチ州、ハスコヴォ州及びプロヴディフ州ついては、規則別表第１の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域から除外されていることを申し添えます。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
ヴァルナ州	令和５年11月14日
ヴェリコ・タルノヴォ州	令和５年４月10日
クルジャリ州	令和６年４月18日
スタラ・ザゴラ州	令和６年３月12日
スリヴェン州	令和６年10月29日
ソフィア州	令和５年２月３日
パザルジク州	令和５年11月６日
ヤンボル州	令和６年10月29日